

「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更試行工事の運用基準」の宿泊費等に関する改定について

積算基準の宿泊費等の積算において、「宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規程とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。」と改定（令和7年6月1日）されたことに伴い、下記のように改定する。

改定前	改定後
<p>3 特記仕様書への記載</p> <p>2. 発注者は、契約締結後、工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</p> <hr/> <p>6 設計変更対象費について</p> <p>(2) 共通仮設費のうち営繕費</p> <p>ii. 宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費（1泊当り、税抜き額が確認できるもの）の上限は、東京都の職員の旅費に関する条例に基づき以下のとおりとする。なお、宿泊日数は、延べ日数をもとに算出を行う。 ・ 15日未満 → 9,090円 ・ 15日以上30日未満 → 8,181円 ・ 30日以上 → 7,272円 <p>ただし、地域状況等により宿泊費の妥当性が認められた場合は、上限額によらないものとする。</p>	<p>2. 発注者は、契約締結後、受注者より請求があった場合、工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</p> <hr/> <p>ii. 宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費（1泊当り、税抜き額が確認できるもの）の上限は、東京都の職員の旅費に関する条例に基づくものとする。 ただし、地域状況等により宿泊費の妥当性が認められた場合は、上限額によらないものとする。

(3) 現場管理費のうち労務管理費

i. 募集及び解散に要する費用

・赴任手当については、東京都の職員の旅費に関する条例の着後手当てに基づき、50,454円(税抜き)を上限とする。

ii. 賃金以外の食事

・労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費に要する費用を対象とし、東京都の職員の旅費に関する条例に準じて、日当たり2,000円(税抜き)を上限とする。

i. 募集及び解散に要する費用

・赴任手当については、東京都の職員の旅費に関する条例の着後滞在費に基づき、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

ii. 賃金以外の食事

・労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費に要する費用を対象とし、東京都の職員の旅費に関する条例の宿泊手当に準じる額を上限とする。